

認可外保育施設等の無償化について

幼児教育・保育の無償化（施設等利用給付）について

幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。この認定を受けると、保育料が次のとおり無償化されます。

1. 利用料について

保育の必要性が認められる世帯について、以下のとおり無償化となります。

- ・ 3歳児～5歳児クラスの子どもの利用料・・・月額 37,000 円を上限に無償化
- ・ 0歳児～2歳児クラスの住民税非課税世帯の子どもの利用料・・・月額 42,000 円を上限に無償化

- ※ 認可保育所や認定こども園等を利用できていない方が対象となります。
- ※ 無償化の対象は利用料のみです。給食費や行事費などは無償化の対象となりません。
- ※ 利用料は市から保護者の方への償還払いとなります。利用料を施設に支払った後、ご自身で市に必要書類を提出して請求します。

2. 対象施設について

- ・ 認可外保育施設（ベビーシッターや事業所内保育施設等を含む）
- ・ 一時預かり事業
- ・ 病児保育事業
- ・ ファミリー・サポート・センター事業

- ※ 対象となる施設は、無償化の対象施設として自治体の確認を受けている施設に限ります。
- ※ 無償化の対象施設は、施設が所在する自治体のホームページに掲載されています。
- ※ 令和6年10月1日より指導監督基準を満たしていない認可外施設においては、無償化の対象外施設となります。詳しくは利用施設にご確認ください。

3. 施設等利用給付認定種類について

- ◆ 3歳児～5歳児クラス ⇒ 施設等利用給付認定2号
- ◆ 0歳児～2歳児クラス ⇒ 施設等利用給付認定3号

4. 施設等利用給付認定の申請について

入園及び利用施設が決定後は、子ども保育課へ下記書類を提出してください。

【提出書類】

- ・ 八千代市子育てのための施設等利用給付認定申請書(第12号様式)
- ・ 保育の必要性を証する書類 ※事項の「【認定事由の一覧】」をご参照ください。

[該当する方のみ添付]

- ・ ひとり親の方・・・戸籍謄本(写し可)
- ・ 外国籍の方は・・・父母の在留カードの写し(両面)

5. 認定内容に変更が生じたとき

認定内容に変更が生じたときや要件を満たさなくなったときは、変更の申請が必要です。子ども保育課の窓口または市ホームページからのダウンロードにより必要な書類を入手し、直接子ども保育課へ提出してください。

変更申請がない場合、無償化の対象となる期間に空白が生じ、施設等利用費の支給額が減少してしまうこともありますのでご注意ください。また、施設等利用給付認定2号(3号)を受けた場合でも、保育の必要性が認められないことが分かった場合は遡及して認定が取消となる場合があります。

6. 保育の必要性について

保育の必要性が認められるのは、父母ともに以下のいずれかの事由に該当する場合で、必要な期間に限ります。この条件は、認可保育園等を利用するときと同じです。

【認定事由の一覧】

事由	状況	期間	必要書類
就労	1月において64時間以上（月16日以上かつ1日4時間以上）の労働をすることを常態とすること。 ※月間の勤務時間が64時間を超える場合であっても、週4日に満たない勤務や1日4時間未満の勤務などは認められません。	変更がない限り 小学校就学前まで	就労証明書（市所定の書式/提出時に証明日から3か月以内のもの） ※父母ともに就労している場合は父母双方の証明書 ※自営業の方は自身で記入し、直近3カ月の売上金額がわかる書類等を添付
出産	出産予定月の2か月前から、出産月の2か月後まで	同左	母子手帳のコピー（保護者情報及び分娩予定日が記載されたページ）
疾病・障害	疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害を有していること。 ※疾病や障害を理由に、ご自宅で保育できない場合に限りします。	療養を必要としなくなるまで	診断書（市所定の書式/提出時に証明日から3か月以内のもの）または障害者手帳のコピー ※父母本人につき1部必要
親族の介護	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護または看護していること。 ※介護に要する時間が就労と同程度の場合に限りします。	介護を必要としなくなるまで	診断書（市所定の書式/提出時に証明日から3か月以内のもの）または障害者手帳もしくは介護保険証のコピー ※介護対象者につき1部必要
災害復旧	保護者が震災、風水害、災害の復旧に当たっているため児童の保育ができないこと。	必要な期間	罹災証明等
求職中	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること。 ※求職活動の期間延長はできません。	認定日より60日を経過する日が属する月の月末まで	求職活動申告書（市所定の書式）
就学	学校教育法に規定する学校や職業訓練校に在学していること。 ※就学に要する時間が就労と同程度の場合に限りします。	在学期間中	在学証明書及び授業日程の分かるカリキュラム、時間割表
その他	上記と同様の常態と認められる場合	必要な期間	子ども保育課にご相談ください

【Q & A】

Q 1 母親または父親のどちらかが就労していれば保育の必要性は認められますか？

A 1 児童の父母ともに認定事由が必要です。そのため、認定を申請する際は父母それぞれの認定事由を証明する書類を添付してください(ひとり親の方は親権者等の確認のため戸籍謄本(写し可)が必要となります)。また、父母いずれかの終期が短い方の認定事由で認定します。

Q 2 一度認定を受ければそのまま継続するのですか？

A 2 保育の必要性を確認するため、毎年就労証明書等の提出を依頼します。
なお、保育の必要性が認められない事実が発覚した場合は、遡って認定取消となる場合があります。

Q 3 認定の有効期間が満了する場合の更新はどうするのですか？

A 3 有効期間が満了する前に申請が必要です。申請がない場合は自動的に期間満了となります。
再度申請をした場合でも、認定が切れていた期間の給付は受けられません。

Q 4 就労証明書は自分で記載してよいのですか？

A 4 記入は必ず雇用主が行ってください。本人が記入した場合は無効です。
なお、就労証明書は、提出時に3か月以内の証明日が記載されているものをご提出ください。

Q 5 1月64時間は満たしていますが、週3日の雇用契約です。保育の必要性は認められますか？

A 5 月間の勤務時間が64時間を超える場合であっても、週4日に満たない勤務の場合は認められません。

【問い合わせ先】 八千代市役所子ども保育課

〒276-8501 八千代市大和田新田 312-5 TEL : 047-421-6752(直通)